

佐賀県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区	間	の区域
県道 広滝大和富士線	佐賀市大和町大字松瀬字熊ノ峰二五九四番一地先から佐賀市大和町大字松瀬字熊ノ峰二五七六番三地先まで	後	変更前 幅員
		前	メートル
		後	延長 メートル
			二二・六
			四・二
			二七三・七